

Title	黄洗姫君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2012
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.85, No.2 (2012. 2) ,p.171- 180
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20120228-0171

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

黄洗姫君学位請求論文審査報告

1 問題の所在と論点

黄洗姫君の博士学位請求論文「一九七〇年代の日米安全保障関係―非対称性の定着と日米協力の深化」は、日本の安全保障政策が持つ「合理性」を解明することを目的とした研究である。黄君は、これまでの日本外交研究は平和憲法と日米安全保障条約という日本の安全保障体制の二本柱を統合的に捉える視点を欠いていたため、戦後日本の政策選択に存在してきた一定の合理性を看過してきたという。事実、戦後国際政治のなかの日本には、相容れない二つのイメージが並存してきた。一方では、時に核武装の可能性も含めた「大国日本」論でその能力と意志が過大評価され、他方で「経済大国、政治小国」論では同じ日本外交が過小評価されてきたのである。

黄君は、このような日本像の極端な分裂をもたらした根本的な原因は、戦後日本が外交政策の基調としてきた「吉田路線」に求められるという。平和憲法と日米安保条約を

基盤とする「吉田路線」は、それぞれが「戦後処理」と「冷戦」という異なる国際政治文脈への対応の産物であったこともあり、内部に少なからぬ矛盾を抱えていた。それはイデオロギー的に左右に分裂した国内諸政治勢力にとつての妥協点として機能するよりも、むしろそれらの間の建設的な対話を困難なものとした。そして一見奇妙にも、日本外交には自立性が欠如しているとのナショナリズムを背景とする不満は左右両派に共有されるのである。それは、表層的には、大多数の日本人が「吉田路線」を基盤とする政府の外交に多かれ少なかれ違和感を持つという状況を生み出した。

韓国からの留学生である黄君は、韓国人としての自戒の気持ちも込めて、依然として一部海外で根強い日本外交に対する警戒論が、そうした現象の深層にあるイデオロギー的分裂状況に目が届かず、「吉田路線」に対する国内一般の不満を「大国化」願望と同一視してきたことの問題を鋭く指摘する。たとえば、日本が冷戦終結とともに国連主導の平和維持活動や日米協力に基づいた自衛隊の役割拡大に意欲を見せたことは、欧米も含めた諸外国の少なからぬ論者や研究者に「吉田路線」からの脱却を予感させた。とりわけ韓国や中国は、このような日本の動きを「軍事大国

化」への前兆と捉え、東アジア地域における潜在的な不安定要因とみなした。このようなアジアにおける「現状打破勢力」としての日本像は、日米同盟への理解にも反映された。つまり、日米同盟関係の進展に伴う日本の安全保障政策の変化は、日本が日米同盟を隠れ蓑にして独自路線に踏み出した兆候として捉えられ、警鐘が鳴らされたのである。

以上のような一方的な認識が国民感情のみならず研究動向として現れたのが、冷戦後の国際政治構造の変化の圧力にさらされることで日本が核武装も含めた独自路線を歩むことを理論的に「予測」したネオリアリズムの議論であった。そしてその対極には、戦後の日本社会における学習過程や平和主義を志向する要素の重要性を強調するコンストラクティブリズムの考察があった。黄君は、海外の研究動向において日本の安全保障政策に対する脅威認識が過剰に増幅されてしまうことのひとつの原因を、近年の日本の安全保障政策に関する研究が主にネオリアリズムとコンストラクティブリズムに依拠してきたことに求め、それらの理論状況を批判的に検討する。そして、両者ともそれぞれに「特殊な日本」像を描こうとしている上に、ネオリアリズムの観点からの日本の安全保障政策研究とコンストラクティブリズムのそれとは日本の特殊性についての理解は、それぞ

れに異なる意味で局所的であると結論付ける。その結果、憲法と日米安保体制が日本の安全保障に大きな制約を課すなかで、その「吉田路線」を維持し続けることがむしろ現実的でありかつ合理的な選択であったという視点が埋没してしまうというのである。

以上の問題意識に基づき本論文は、序論において、従来の「特殊な日本」に対する過大評価と過小評価に基づく先行研究が日本外交の現実主義的側面を看過したことを踏まえ、日本の安全保障政策の合理性を描き出すための理論的な検討を試みている。そのために本論文が焦点を当てるのが、一九七〇年代の日米安全保障関係である。

そこで黄君は、同盟理論から見た際の日米同盟の一般性と特殊性を明らかにし、日本の安全保障政策に関して国際政治理論から一般的に説明可能な範囲を確定する。まず、グレン・スナイダーらの同盟理論を参照しつつ、日米同盟が国力の面から非対称同盟であることは決して特殊なことではなく、むしろ自主性と安全保障を交換条件とする非対称同盟に関する同盟理論から一般化が可能であるとする。すなわち、日米同盟にみられる「(交換)資源の非対称性」は同盟関係の一般的な属性であると論じているのである。

では、日米同盟の特殊性は何か。黄君はそれを日米同盟

に特有の「義務の非対称性」に見出す。すなわち、憲法九条解釈問題と密接に関連した日米同盟の「片務性」である。「義務の非対称性」を解消することは本質的には憲法改正問題に行きつくから、日米同盟の「片務性」はほとんど所与のものとならざるを得ない。そこに日米同盟の特殊性があるというのである。

その点を確認した上で黄君は、「義務の非対称性」という特殊性をも包含した日米同盟の理論的考察へと分析を進め、一九六〇年代の日本の驚異的高度成長を経て一九七〇年代になると日米間の国力の差が縮まったにもかかわらず、日米同盟が非対称同盟としての性格を強く維持し続けたことをどのように説明できるのかという問いを立てる。そして、日米同盟の非対称性が定着したところにこそ、日本の安全保障政策の合理性を読み解く鍵があると分析するのである。

そこで黄君が参照するのが、ジェイムズ・モローの「軍備対同盟」モデルである。同モデルは、国力が比較的接近した国同士の同盟関係では、それぞれが自国の安全保障を最大化するために軍事力を強化するか同盟協力を進めるかの選択肢があり、その選択は国内費用と国際政治費用を同時に考慮して行われることを説く。黄君は、一九七〇年代

をとおして日本が基本的に同盟強化を選択し続けたことを実証的に示し、その選択を条件づけたのが「義務の非対称性」の根幹にある憲法解釈問題に由来する様々な国内的制約（国内費用要因）であり、また「義務の非対称性」の修正を迫る力学をもつ米国の世界戦略（国際費用要因）であったことを論じるのである。

つまり本論文は、一九七〇年代の日米安全保障関係の展開において、結局は同盟の非対称性が根本的には解消されないながらも一定の形を伴って定着したことを明らかにする。そして、両国が日米安全保障関係に内在する非対称性を受容することでお互いを同盟国とみなす素地が出来上がったのであり、その意味で「非対称性の定着」にこそ日本の安全保障政策の合理性がみとれると主張するのである。こうして本論文は、従来の日本の安全保障政策研究が日本像の分裂を統合できないどころかそれを助長してきたことに正面から切り込み、一九七〇年代の分析をとおして日本が抱える特殊性は必ずしも日本の安全保障政策が特殊であることを意味するものではないことを理論的かつ実証的に明らかにし、「吉田路線」を基調とする日本の安全保障政策に合理的説明を加えることに成功している。

以下、各章の要約を紹介しながらより詳しくみよう。

2 各章の要約

本論文の構成は以下のとおりである。

序論 問題設定と分析視角

第1節 分裂した「特殊な日本」像

第2節 日本の安全保障に関する理論的検討

第3節 問題の所在

第4節 非対称性概念の再検討

第5節 論文の構成

第1章 自主防衛論議—非対称性修正への試み(1)

第1節 自主防衛論議の登場

第2節 自主防衛論議と同盟間協議

第3節 国内政治の逆風と自主防衛論議の限界

第4節 小結—非対称性の修正を遮る国内政治環境

第2章 在日米軍基地再編問題—非対称性修正への試み

(2)

第1節 アメリカの世界戦略と日米関係

第2節 日本の認識と対応—国内政治の制約

第3節 基地再編協議の過程

第4節 小結—非対称性の容認、同盟重視傾向の確認

第3章 日本のNPT加盟問題—国際レジーム下で行われた

非対称性の公式化

第1節 「平和の構造」と核不拡散体制

第2節 日米のNPT協議

第3節 「平和の構造」が安定化された日米関係

第4節 核抑止力の保障、協力の深化—NPT批准へ

第5節 小結—非対称性の公式化

第4章 日米防衛協力のための指針の策定過程—非対称性の確立と同盟の安定化

第1節 一九七〇年代以前の日米の脅威認識—プエブロ号事件から

第2節 沖縄返還と日米の防衛論議

第3節 ベトナム後のアジア—アジアの日米同盟へ

第4節 日米ガイドラインの策定

第5節 小結—極東有事、シーレーン防衛、そして日米同盟の広域化の始まり

結語 ピュリダンのロバと日本の安全保障

序論においては、上述した問題設定の議論と理論的枠組の提示が行われる。その後第1章から第4章にかけて、一九七〇年代の日米安全保障関係の展開における代表的なケースがそれぞれ取り上げられ、一九七〇年代初期の非対称性修正の試みが非対称の容認、公式化、確立へと進展するプロセスが考察される。

第1章は、一九七〇年から一九七二年にかけて高まりを

みせた日本の自主防衛論議を非対称性修正の試みとして意義付け、それが国内環境の壁の前に結局は挫折する過程を分析する。それをモローの「軍備対同盟」モデルに照らし合わせて解釈すれば、国力でアメリカに接近しつつあった日本がアメリカのアジアからの撤退という機運の下で一時的に「軍備」による安全保障の確保に傾いたものの、主に憲法に由来する国内費用要因の制約によって「同盟」を選択したものといえる。

日本で自主防衛論議が盛り上がりを見せ始めた当初は、日米両国とも同構想に積極的な姿勢を示していた。アメリカもアジアにおける自国のプレゼンス低下を補完するものとして日本の役割を重視し、日本の防衛力増強を望んでいた。しかしながら、日本が独自の軍備増強を試みるには依然として国内政治コストが高かったのである。

もともとより根源的には日本の安全保障政策において「軍備対同盟」は二者択一的選択肢ではなく、本章は自主防衛論議の高まりのなかでも日本の政策実務者レベルでアメリカとの「同盟」の必要性に関するコンセンサスが成立していたことを的確に指摘する。防衛庁には自主防衛によって日米安全保障協力をより確かなものにしよとするとする発想があったし、自民党のなかには自主防衛がアメリカの対

日コミットメントを低下させることへの懸念もあったのである。時にナシヨナリスティックなレトリックを用いつつ自主防衛の議論を主導した中曽根防衛庁長官でさえ、現実にはアメリカを抜きにしての安全保障政策を構想することはできないことを理解していたし、そのことはアメリカ側も正確に認識していた。

こうして本章は、一九七〇年における日本の自主防衛構想をめぐる日米両国の対応を分析することで、日米同盟に内在する非対称性が容易に修正され得ないものであることを示した。それは、経済力の増大が防衛力の増強に必ずしも反映されないという安全保障問題をめぐる日本の特殊性を背景にしたものである。しかし、だからといって日本の安全保障政策が特殊であるということではなく、その特殊性は「軍備」ではなく「同盟」を選択するという合理性に内包されるものとして解釈されるのである。

第2章は、沖縄返還合意を契機として始まった一九七〇年代初期の在日米軍基地再編問題を分析する。アメリカのニクソン政権は「ニクソン・ドクトリン」に基づくアジアからの米軍の撤退を含む世界戦略の再編に乗り出したが、本論文の問題意識に照らし合わせれば、その一部であった在日米軍基地再編問題には日米安全保障関係に存在する非

対称性を修正しようとするアメリカ側の意図があったといえる。本章は、日本の軍事的役割の増大を求めるアメリカの動きが、日本の反軍事主義や憲法がもたらす制約と日本が負担することのできる防衛力の限界によって、結局はアメリカの軍事的コミットメントの制度化をもたらしした局面を分析している。

そこで本章は、まずニクソン政権の「平和の構造」戦略を考察し、在日米軍基地再編問題が「平和の構造」の重要な一部であったことを明らかにする。ソ連や中国との関係改善を柱とする「平和の構造」は緊張緩和(デタント)をもたらしものであったが、同時にそこではアジアの安全保障における日本の役割の増大が想定されていた。しかし日本の国内的制約はそこにある国際政治の論理の受容を許さなかった。その結果、ここでもまた日本の「軍備」ではなく「同盟」が選択される。具体的には、本章が詳しく考察するように、在日米軍基地再編協議において日本からの大幅な米軍引き揚げは撤回され、日米協議が第七艦隊の横須賀母港化という形で決着することになったのである。

本章はそのことを、日米両国が同盟の非対称性を容認することになる重要なプロセスとして意義づける。一般的な非対称性同盟の場合、同盟国間の国力の変化は同盟の動揺

をもたらし原因となる。すなわち、自主性を担保として安全保障を委託する国がある程度の国力成長を果たせば自主性の確保を求めるようになり、また安全保障を提供する側がより対等になった相手国に軍事的負担を共有させたいと思うのは、一般的には自然である。しかし日米同盟の場合には、アメリカの世界戦略という国際政治要因と日本の国内要因との相互作用により、むしろ協力関係をより制度化する方向に向かった。黄君は、それは日本の選択としては十分に合理的であったというのである。

第3章では、日本の核拡散防止条約(NPT)加盟問題が分析される。本章は、日本のNPT調印(一九七〇年)から国会批准(一九七六年)に至る過程での日米協議を、前章までで考察した一九七〇年代初頭の日米安全保障協力の進展との関連において分析する。すなわち、そこにおけるアメリカの対日政策は「平和の構造」戦略の延長線上にあり、戦後の特殊な国内要因ゆえに独自の核開発は不可能であった日本は、アメリカの核の傘の保障を取り付けることに意を尽くしてNPTの批准に進むのである。批准をめぐる議論が国会で混乱したことを、日本の核武装の意欲を示すものとする諸外国の解釈は少なくないが、黄君はそれを、基本的に国内政治状況から生まれたものとの確にとら

える。そして、日米協議を経た日本のNPT批准は、日本の非核政策とアメリカの核抑止への依存を制度化し、ひいては日本の専守防衛を確実なものにしたと論じるのである。

同じことをアメリカ側からみれば、世界戦略を再構築するに過程において、日米安全保障関係が持つ重要性を再確認しつつ、日本へ核抑止力を保障することで日本のNPT加盟を実現したということになる。一般的な二国間同盟の観点からすると、一方からの核抑止力の提供は既に存在する同盟内の非対称性を定着させる役割を果たす。こうして本章は、アメリカによる核の傘の保障と日本のNPT加盟という日米間の取引は、日米同盟の非対称性をNPTという国際レジームの場で公式化したものと意義付ける。

第4章は、以上のような日米の安全保障協議の発展が日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の策定へ至る過程を分析し、日米の二国間安全保障協力の進展のなかで地域安全保障上の機能の拡大がみられたことを明らかにする。それは、日米両国が非対称性を受け入れた上で、変化する国際情勢下での両国の脅威認識の擦り合わせを経て、脅威に対する抑止力の向上を図るべく防衛協力を確立したプロセスであった。黄君は、それは日本が日米同盟をとおして地域秩序維持のための自らの役割を見出したものであり、

そのことで非対称性の確立と同盟の安定化がもたらされた」と結論付ける。

しかし同時に、日本の国内要因を考えれば、日米安全保障協力の深化は対米自立を求める日本国内の欲求を満たすものではなく策定されたガイドラインに対してすぐさま国内の左右両派から批判が生じたのは必然であった。黄君は、この現象こそが日本の安全保障政策の変わらぬ限界を示しているとする一方で、「吉田路線」の枠内で憲法と日米安保条約の間の摩擦を最小限に抑えつつ日本の安全保障政策の策定が進んだところに一種の合理性を見出すのである。

結語において黄君は、その合理性を憲法と日米安保体制の狭間における「選択しない合理性」と呼ぶ。それは「選択をしないと評価する。すなわち、一九七〇年代の日米安全保障関係の展開を追うことでみえてくるのは、「特殊な日本」像ではなく、「国内費用要因」と「国際費用要因」のバランス計算に基づき、「吉田路線」の基盤である憲法と日米安保体制のどちらか一方を選択することはしないと選択を行ってきた日本外交の姿なのである。

3 論文の評価

「吉田路線」とよばれる戦後日本外交の基盤は、それぞれ成立時の国際政治背景が全く異なる戦後憲法と日米安全保障条約をセットとしたものであった。その二つがそのまま同時代的に誕生し得なかったことは自明であり、両者は本質的に水と油の関係にあった。そうした「吉田路線」に基づく戦後日本外交を合理的なものとして論理的に説明することは容易ではない。「日米安保・軽武装・経済中心主義」を三本柱とする「吉田ドクトリン」論は、戦後日本の経済的成功を美しい物語として描くものの、「吉田路線」の基盤にあった憲法と日米安保の間の矛盾については蓋をする役割を果たしてきたといえる。冷戦が終わり国際政治情勢が極めて流動化している今日、やや復古的なナショナリズムが興隆している現象は、その矛盾の表出とみることができらるだろう。

本論文は、「吉田路線」を基盤とする日本外交に一定の合理性があったことを論証しようとする真摯な知的格闘の産物である。これまでこの種の日本外交分析がほとんどなかったのは、「吉田路線」に潜む矛盾を反映する形で日本像が分裂するなかで、研究者といえどもその分裂のスペクトラムのどこかに立ち位置を持ち、その視点から考察が行

われてきたためであろう。黄君は、そのことをネオリアリズムとコンストラクティビズムの日本分析にみられる問題点としての確に指摘した。いうまでもなく、黄君が修士課程までを過ごした母国の韓国における「常識的」日本外交理解もそのひとつの典型である。まずなによりも、その韓国からの留学生である黄君が本論文に示された本質的な問題意識を持つようになったその知性が際立つ。

さらに本論文の分析において、いずれにしても特殊性を排除できない日本の安全保障政策の実体をその特殊性をも包摂する理論的枠組みで考察したことは、極めて独創的でありかつ適切である。とりわけモローの「軍備対同盟」モデルを援用することで、安全保障の確保を目標とする合理点選択の結果として、日本が「軍備」増強による自主性確保に向かうのではなくむしろ「同盟」を強化してきたことを理論的かつ実証的に示したことは、従来のネオリアリズムとコンストラクティビズムによる日本外交分析のギャップを埋める視角を提供したものと高く評価できる。

黄君の分析は、理論のための理論に終わらないところにさらなる価値があるといえるだろう。学問的にもそして一般的認識においても、従来の多くの俗説の不適切さを鋭く浮き彫りにするからである。たとえば、日米安保関係が日

本の軍事大国化を防止しているといういわゆる「瓶の蓋」論が根強く存在する。近年では中国の研究者が、日米安全保障関係が日本の軍事化を温めているとする「卵の殻」論を唱えている。またアメリカの政府関係者や研究者ですら、核の傘の効用のひとつは日本の核武装を防止することであるという議論をまじめに行う。本論文は、必ずしも日本の平和主義的性格のためではなく、安全保障の確保という高度に政治的で合理的な選択の結果として、これらの懐疑論が懸念する道を日本が現実にも歩む可能性は乏しいことを理論的に示すのである。

このように考えると、とりわけ海外の日本外交研究に依然として根強い日本警戒論は、「吉田路線」を源泉とする矛盾の表出、具体的には「吉田路線」に向けられる復古的なナシヨナリズムへの反応である部分が大い。要するに、日本の復古的ナシヨナリストが日本像をゆがめているのである。このことをより深く考察することが、黄君のさらなる研究課題であろう。

もっとも、結語での記述にもあるように黄君もその重要性は明確に認識している。黄君は、「吉田路線」を軸に左右に分裂した政治勢力の衝動とともにナシヨナリズムとして捉え、日本外交における両極の政治勢力の衝動と国際政

治における現実との乖離を解明し、左右のナシヨナリズムに基づく安全保障論議が現実性と合理性に欠けていたことを明らかにする必要があると自らの課題を述べている。

また、黄君の理論的枠組が国内要因と国際要因を均等に分析の射程に入れることで日本の特殊性を内包した合理性の分析が可能になったことは上述したとおりだが、国内要因に比べて国際要因の分析が不十分である観は否めない。国内の制約が強く、国際要因が基本的に日本のコントロールの外にある状況では、現場感覚として「軍備」よりも「同盟」を選択し続けた日本の安全保障政策が本論文で描かれるほど日本の主体的で合理的な選択であったかどうかには疑問が残る。日本の外交には、結局は一種の習性としてアメリカの世界戦略の一翼を担い続けてきたという現実もあるだろう。それに日本の合理的選択としてより説得力のある理論的説明を加えるためには、アメリカの世界戦略と日本の安全保障上の利益の親和性についてより深い考察が必要になる。

ただ、これらは本論文のさらなる進化のための課題でありその価値をいささかも損なうものではない。よって審査員一同は、本博士学位請求論文が独創的な理論的枠組の提示に成功した先駆的な学術研究であることを認め、博士

(法学) (慶應義塾大学) の学位を授与するのに適当と判断する次第である。

二〇一二年二月二四日

主査 慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員 Ph. D. 添谷 芳秀

副査 慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員 法学博士 赤木 完爾

副査 慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員 博士(法学) 田所 昌幸